

## 【参考 2】

### 給与所得金額の計算表など

※ 「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成する場合は、収入金額などを入力することで給与所得の金額や税額などが自動計算されます（詳しくは、35 ページから 43 ページをご覧ください）。

#### 1 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額 (申告書B第一表の㉞欄の金額) 円 A

Aの金額	給与所得の金額
～650,999円	0円
651,000円 ～1,618,999円	A - 650,000円
1,619,000円 ～1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ～1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～1,627,999円	974,000円
1,628,000円 ～1,799,999円	A ÷ 4の金額 (※ 千円未満の端数は切捨て) ↓ B × 2.4
1,800,000円 ～3,599,999円	B × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 ～6,599,999円	B × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 ～9,999,999円	A × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円 ～11,999,999円	A × 0.95 - 1,700,000円
12,000,000円～	A - 2,300,000円

○ ここで計算した給与所得の金額は、申告書B第一表の所得金額「㉞給与」欄へ転記します。

#### 2 公的年金等の雑所得の金額の計算表

公的年金等の雑所得の収入金額 (申告書B第一表の㉟欄の金額) 円 C

年齢区分	Cの金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和27年1月2日以後に生まれた方	～700,000円	0円
	700,001円 ～1,299,999円	C - 700,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	C × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	C × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円～	C × 0.95 - 1,555,000円
昭和27年1月1日以前に生まれた方	～1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～3,299,999円	C - 1,200,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	C × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	C × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円～	C × 0.95 - 1,555,000円

○ ここで計算した公的年金等の雑所得の金額は、申告書B第一表の所得金額「㉟雑」欄へ転記します。  
 なお、その他の雑所得がある場合は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の9ページをご覧ください。

#### 3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額 (申告書第三表の㉠欄の金額) 円 D

Dの金額	E(所得税の税率)	F(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円～1,949,000円	0.05(5%)	0円	(D × E - F)
1,950,000円～3,299,000円	0.1(10%)	97,500円	
3,300,000円～6,949,000円	0.2(20%)	427,500円	
6,950,000円～8,999,000円	0.23(23%)	636,000円	
9,000,000円～17,999,000円	0.33(33%)	1,536,000円	
18,000,000円～39,999,000円	0.4(40%)	2,796,000円	
40,000,000円～	0.45(45%)	4,796,000円	

円  
(申告書第三表㉠欄へ)

(注) 申告書第三表の税金の計算「㉠課税される所得金額」欄の書き方は、10ページ、16ページ、23ページ、29ページの「課税される所得金額の計算」を参照してください。